

三愛病院（介護予防）訪問リハビリテーション 運営規程

第1条 社会医療法人仁生会が開設する三愛病院(以下「事業所」という)が実施する 指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な指定訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 事業所の従事者は、要介護者等が居宅に置いて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定訪問リハビリテーション等の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

3 指定訪問リハビリテーション等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の居宅サービス事業者、その他保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 三愛病院
- (2) 所在地 高知市一宮西町1-7-25

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 指定訪問リハビリテーション等の従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、指定訪問リハビリテーション等の従業者の管理及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、事業に関し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 従業者の職種及び員数

理学療法士 1名以上

従業者は、医師の指示により、利用者に交付した訪問リハビリテーション計画に基づき、適正な指定訪問リハビリテーションを提供する。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。土曜日、日曜日、祝日及び12月31日から1月3日までは、休業日とする。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

（利用料等その他の費用の額）

第7条 指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問リハビリテーション等が法定代理 受領サービスである時は、その額の1割とする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、高知市及び南国市とする。

(相談・苦情処理)

第9条 当事業所は、利用者及びその家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、指定訪問リハビリテーション等に係る利用者からの要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

(感染症対策の強化)

第10条 事業所は感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、指針の整備、研修及び訓練を定期的実施するものとする。

(事業継続に向けた取り組みの強化)

第11条 事業所は感染症や非常災害が発生した場合においても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、日頃からの備えと業務継続に向けた取り組みを、以下のとおり推進するものとする。

- (1) 業務の継続及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画の策定、従業員への周知、研修及び訓練の定期的実施
- (2) その他業務継続のために必要な措置

(ハラスメント対策の強化)

第12条 従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化を図るものとする。

(虐待の防止のための措置)

第13条 事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、虐待を受けている恐れがある利用者を発見した場合、ただちに防止策を講じ、市町村へ報告する。

(事故発生時の対応)

第14条 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに関係市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から5年間保存する。

3 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 当事業所は、従業員の資質向上を図るため、次に掲げる研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1か月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

2 従業員は、正当な理由もなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の際の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、三愛病院が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

変更 平成27年 4月1日 変更 令和 3年 4月1日